

現 場 説 明 書

本現場説明書は、下記委託業務の入札に参加するものに対して岡山市が委託業務の契約条件等を説明するためのものである。

- | | |
|------------|--|
| 1 委託業務の名称 | 神崎緑地梅園広場管理業務委託 |
| 2 履行場所 | 岡山市東区神崎町地内 |
| 3 履行期限 | 令和8年3月31日まで |
| 4 業務内容 | 別冊の設計図書（委託数量総括表）及び仕様書等のとおり |
| 5 業務履行方法 | 受託者は、本委託の実施にあたって、「契約書」、その他関係法令等に準拠し、本現場説明書ならびに監督員の指示に基づき実施すること。 |
| 6 入札及び契約条件 | 業務責任者：業務責任者等調書に記載した1級又は2級造園施工管理技士を配置すること。また、業務責任者に変更があった場合には、速やかに届け出ること。 |
| 7 積算条件 | 本委託は、下記の条件で積算を行っている。
・ <u>資材単価適用年月 令和7年3月</u>
・ <u>「土木工事市場単価」及び「土木工事標準単価」適用年月 令和7年1月</u> |
| 8 特記事項 | <p>1. 本委託は、低入札価格調査対象案件である。</p> <p>※低入札価格調査を行い契約した委託は、通常の完了検査に加えて、下記作業の作業完了後に段階確認を行うこと。なお、履行場所が複数ある委託は、路線又は公園・緑地ごとに下記作業の段階確認を1回以上行うこととする。</p> <p>段階確認を行う作業：除草・芝刈・低木剪定（刈り込み）</p> <p>2. 病虫害の防除について、発生前後の時期に目視による巡回を実施し、発生が認められた場合、病虫害の発生枝を剪除する等物理的防除を実施すること。ただし、現場発生状況により薬剤防除が必要であると判断される場合については監督員に速やかに報告すること。薬剤防除を実施する際は、農薬取締法その他関係法令、及び農林水産省・環境省の「住宅地等における農薬使用について」（参考資料）を遵守すること。</p> <p>3. 発生材の処分について</p> <ul style="list-style-type: none">・ 刈草の処分については、以下の内容で積算を行っている。
再資源化施設（榊花島建設）（岡山市東区九幡地内）
運搬距離 片道6.5km
※なお、上記施設については処分先を指定するものではない。・ 剪定木の処分については、以下の内容で積算を行っている。
再資源化施設（榊花島建設）（岡山市東区九幡地内）
※なお、上記施設については処分先を指定するものではない。 |

- ・野焼きは、絶対行わないこと。
 - ・作業中の事故、その他による一切の損害については受託者の責任において処理すること。
 - ・持ち込む施設を事前に報告すること。
 - ・刈草を搬入するときには、持ち込む施設へ事前に確認すること。
 - ・岡山市焼却施設（東部クリーンセンター、当新田環境センター）には、持ち込まないこと。
4. 施工パッケージの積算については以下の条件により積算しております。
- ・機械除草(肩掛式)・集草・積込運搬
 - 飛び石防護 無し
 - ダンプトラック(オンロード・DE・2t積級)
 - ダンプトラック運搬6.5km以下
 - 全ての費用
5. 公園・緑地（せん定・施肥・抜根除草・芝刈・灌水・防除）の補正係数については、土木工事標準積算基準書内の道路植栽工・環境緑地帯を採用し積算しております。